平成 25 年兵庫県立大学工学部規程第 4 号 兵庫県立大学工学部学生部長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工学部学生部長(以下「学生部長」という。)候補者の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

- 第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 学生部長の任期が満了するとき
 - (2) 学生部長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学生部長が欠員になったとき
- 2 前項第1号に該当する場合においては、工学部長(以下「学部長」という。)は、選考を行った上で、理事長が定める日までに学生部長候補者の推薦(以下「推薦」という。)を行わなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号に該当する場合においては、学部長は、速やかに選考を行った上で、 推薦を行わなければならない。

(学生部長候補者の資格)

第3条 学生部長候補者となることができる者は、工学研究科に所属する専任の教授とする。

(選考手続)

第4条 学部長は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ工学部教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いた上で行う。

(任期)

- 第5条 学生部長の任期は2年とし、引き続き再任することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号及び第3号に該当した場合の学生部長の任期 は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で学部長が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生部長候補者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。